

議案第15号

東広島市教育委員会会議規則の一部改正について

東広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和5年6月29日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

1 提案理由

教育委員会の会議の公開及び議事日程に関する規定を整備するため、この議案を提出するものである。

2 改正案

- (1) 会議の議事の順序を定める規定を廃止するとともに、議事日程の変更手続に関する規定を整備する。
- (2) 出席委員の議決により会議を非公開とすることができる事項から、教科用図書採択に関する事項を削除する。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第16条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の

議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会会議規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 教育長が必要と認めるとき、又は委員から動議があったときは、教育長は、会議に諮って議事日程を変更することができる。

第18条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第3項中「手続き」を「手続」に、「、その他」を「その他」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東広島市教育委員会会議規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第5号）新旧対照表

新	旧
<p><u>第7条 教育長が必要と認めるとき、又は委員から動議があつたときは、教育長は、会議に諮って議事日程を変更することができる。</u></p> <p>第18条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 傍聴の<u>手続</u>、傍聴人の守るべき事項<u>その他</u> 傍聴に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第7条 会議の議事は、次の順序による。</p> <p><u>(1) 開会</u></p> <p><u>(2) 議事日程</u></p> <p><u>(3) 教育長の報告</u></p> <p><u>(4) 議事</u></p> <p><u>(5) その他</u></p> <p><u>(6) 閉会</u></p> <p>第18条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 教科用図書の採択に関すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 傍聴の<u>手続き</u>、傍聴人の守るべき事項、<u>その他</u>傍聴に関し必要な事項は、別に定める。</p>